

○学童保育室

就労などで保護者が昼間居ない家庭の1~3年生（民間学童保育室は1~6年生）および所定の要件を満たしている4~6年生の障がい児が入室できます。

実施日時

平日 午後1時30分~6時（午後7時まで延長保育あり）

土曜日 午前8時30分~午後5時

長期休業期間 午前8時30分~

利用料

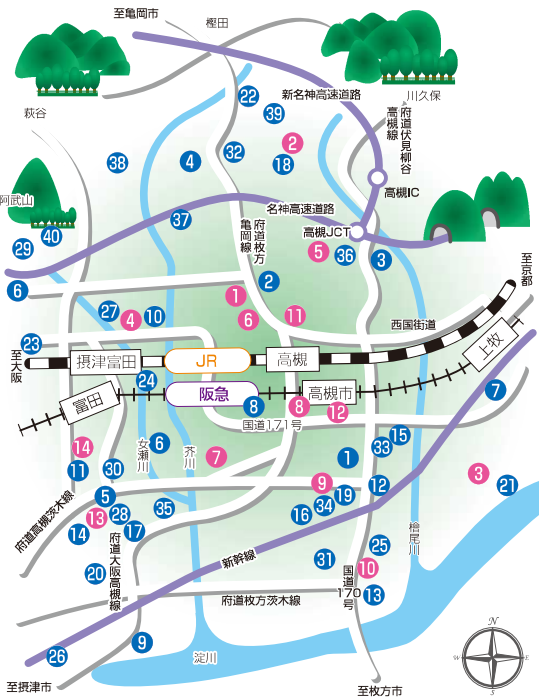
月額6,000円（8月は12,000円）  
（延長保育料1,500円）

・民間学童保育室については、  
直接各室へお問合せください。

市立学童保育室

名称	所在地
1 高槻学童保育室	本町3-69
2 芥川学童保育室	真上町1-2-3
3 盤手学童保育室	安海西の町27-1
4 清水学童保育室	富之川原4-20-1
5 如是学童保育室	如是町2-3
6 阿武野学童保育室	氷室町4-4-5
7 五領学童保育室	五領町12-1
8 桃園学童保育室	桃園町3-27
9 三箇教学童保育室	三島江1-13-6
10 川西学童保育室	川西町1-34-7
11 富田学童保育室	昭和台町1-1-1
12 大冠学童保育室	天川町42-2
13 南大冠学童保育室	大塚町1-4-8
14 柳川学童保育室	西町2-1
15 北大冠学童保育室	富野町10-5
16 桜台学童保育室	登町9-1
17 芝生学童保育室	芝生町3-30-1
18 日吉台学童保育室	日吉台一番町24-18
19 西大冠学童保育室	城南町3-1-1
20 玉川学童保育室	牧田町8-1
21 上牧学童保育室	上牧町4-22-1
22 北清水学童保育室	安岡寺町6-2-1
23 赤大路学童保育室	赤大路町15-1
24 津之江学童保育室	津之江北町7-1
25 冠学童保育室	大冠町2-40-2
26 柱本学童保育室	柱本新町10-8
27 郡家学童保育室	郡家新町68-1
28 寿栄学童保育室	栄町3-11-2
29 土室学童保育室	上土室6-10-1
30 五百住学童保育室	登美の里町24-1
31 竹の内学童保育室	竹の内町60-1
32 安岡寺学童保育室	安岡寺町1-60-1
33 松原学童保育室	沢良木町18-1
34 若松学童保育室	若松町22-2
35 丸橋学童保育室	芝生町3-16-2
36 奥坂学童保育室	別所本町35-5
37 真上学童保育室	西真上2-17-1
38 南平台学童保育室	南平台5-20-1
39 北日吉台学童保育室	日吉台三番町4-20
40 阿武山学童保育室	阿武野2-1-2

※各学童保育室は全て小学校の敷地内にあります。



民間学童保育室

名称	所在地	電話
1 アフタースクールにじのいえ	芥川町4-9-3	090-8063-7722
2 日吉台アフタースクール	日吉台一番町25-1	689-9491
3 放課後ひるぼっはっは	井原2-37-8	660-3600
4 放課後ベースわくわく今城	今城町20-9	090-8202-8449
5 RISE学童保育室 古曾部	古曾部町4-8-13	655-5086
6 放課後ベースわくわく芥川	芥川町3-8-15	090-8202-8449
7 せかんどはうすJOSAIベース	城西町10-35	697-9088
8 さくらキッズハウス高槻	城北町1-15-8	690-7530
9 じゃんぶ学童クラブ	西冠1-1-18 (2階)	090-7557-3761
10 アフタースクールTRY	深沢町1-5	072-392-5264
11 RISE学童保育室 天神	天神町1-9-5 (2階)	072-648-3431
12 Switch! After School	城北町2-2-1 (3階)	090-5647-3216
13 子ども夢応援いちごいちえ	赤町1-11-10	070-8425-8413
14 未来園アフタースクール	富田町5-15	090-8886-8308

【問合せ】子ども育成課 TEL 674-7656

ひとりで子育てをしている人へ様々な支援を行っています。  
内容を確認し、必要な手続きを行きましょう。

○助成、給付など

児童扶養手当

児童が18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。なお、一定の障がいがある場合は20歳に到達するまで）で、父母の離婚などにより、母または父と生計を同じくしていない児童や、一定の障がいのある父母をもつ児童を養育している母または父、その児童を父母に代わって養育している養育者に対して支給します。（所得制限あり）

ひとり親家庭医療費助成制度

児童扶養手当、年金等を受給しているひとり親家庭の母および父（養育者を含む）とその児童が医療機関にかかった時の保険診療自己負担額を助成します。  
また、入院時食事療養標準負担額は健康保険制度上低所得者に該当する世帯の0~18歳の児童のみ助成対象となります。  
※児童の年齢は18歳まで（18歳に達した日以降、最初の3月31日まで）（所得制限、自己負担あり）

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、医療講座等の教育訓練を受講するひとり親家庭の母または父に対し給付金を支給します。（所得制限あり）

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が看護師等の就職に結びつきやすい資格を取得するにあたり、生活の負担軽減のため、養成機関で修学する期間中（上限有）について高等職業訓練促進給付金を給付します。（所得制限あり）

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の母および父とその児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。（所得制限あり）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と自立の助成を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付をします。（所得制限あり）

○生活支援など

ひとり親家庭相談事業

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭に対する相談を受けています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦、父子家庭に対し、自立促進や社会的な事由により、一時的に家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行います。（所得制限あり）  
※事前登録が必要です。 ※一定額以上の所得がある場合は有料です。

【問合せ】子ども育成課 TEL 674-7832

### ○児童発達支援

言葉の遅れやよく動き回る、歩くのが遅い、友達と遊べないなど、発達に課題や気がかりなことがある未就学の児童とその保護者を対象に、専門スタッフが日常生活や遊びなどを通じて、基本的な日常生活の動作や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

名称	所在地	連絡先	内容
児童発達支援事業所 めばえ教室	城内町1-11 障がい者福祉センター3階	TEL 674-9282 FAX 661-3508	概ね2歳の発達に課題のある児童に対して、保護者同伴で週1回通園し、療育訓練や相談支援を実施します。
児童発達支援事業所 第2めばえ教室	郡家本町5-5 うの花療育園内	TEL 685-3804 FAX 685-3805	
福祉型児童発達支援センター 高槻市立うの花療育園	郡家本町5-5	TEL 685-3803 FAX 685-3805	概ね3歳から就学前の知的障がい児や発達上課題のある児童に対して、週5日通園し、療育訓練や保護者等への相談支援等を実施します。

### ○医療型児童発達支援

名称	所在地	連絡先	内容
医療型児童発達支援センター 高槻市立療育園	郡家本町5-3	TEL 681-6420 FAX 681-4059	肢体不自由児に対して、保護者同伴通園で週4日程度、理学療法や作業療法の訓練や保育と保護者等への相談支援等を実施します。

### ○放課後等デイサービス

学校教育法で定められる学校（ただし、幼稚園及び大学は除く。）に在学中の言葉の遅れや、落ち着きがない、対人関係がうまく取れないなど、発達に課題や気がかりなことがある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供し、社会との交流や放課後等の居場所作りを行います。

### ○居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、児童の居宅を訪問し、基本的な日常生活の動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。

名称	所在地	連絡先	内容
医療型児童発達支援センター 高槻市立療育園	郡家本町5-3	TEL 681-6420 FAX 681-4059	重度の障がいのある未就学児に対して、週1回程度居宅を訪問し、保育を中心に理学療法及び作業療法の側面からの支援を実施します。

### ○保育所等訪問支援

保育所や学校などを利用する児童や利用する予定の児童が、保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、専門職が保育所等を訪問し、情報共有を図るとともに、集団のなかで安心、安定した利用ができるように、支援や助言を実施します。

名称	所在地	連絡先	対象
医療型児童発達支援センター 高槻市立療育園	郡家本町5-3	TEL 681-6420 FAX 681-4059	主に肢体不自由児
福祉型児童発達支援センター 高槻市立うの花療育園	郡家本町5-5	TEL 669-8735 FAX 685-3805	主に知的障がいや発達に課題のある児童

- サービスの利用には、一定の条件があり、受給者証の申請が必要です。
- サービスの利用には、市町村民税額に応じた自己負担が発生します。また、条件により月額上限額が定められています。

【問合せ】子育て総合支援センター「カンガルーの森」児童発達支援事務所 TEL 686-3032 FAX 686-3531

### ○児童発達相談支援（障がい児相談支援）

0歳から18歳未満の児童の発達に関する相談支援を、市内の社会福祉法人に委託して実施しています。言葉が遅い、歩行の遅れ、友達と遊べない、多動などの療育・養育等に関する心配事など、気軽にご相談ください。

- 相談窓口：P32「○子育て相談窓口」の「児童発達相談支援(障がい児相談支援)」「発達相談」の欄をご確認ください。

### ○手当・助成

制度名	受給対象者	窓口
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の在宅の障がい児を養育されている方 (原則、児童と同居監護し、生計を同じくしていること) ①身体障がい者手帳1～3級の一部(下肢障がいは4級まで) ②重度、中度の知的、精神障がい ③その他、障がい、疾病により上記と同程度の状態 ※所得制限有り	障がい福祉課 TEL 674-7164
障がい児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満で常時の介護が必要な在宅の方 ①身体障がい者手帳1級または2級の一部 ②最重度の知的障がい、精神障がい ③その他、障がい、疾病により上記と同程度の状態 ※所得制限有り	
重度障がい者医療	重度障がい者の方が医療機関で受診した保険診療自己負担分を助成 ①身体障がい者手帳1・2級を所持している方 ②知的障がいの程度がA判定の方 ③知的障がいの程度がB1でかつ身体障がい者手帳3～6級を所持している方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方 ⑤特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証を所持し、障がい年金1級相当または特別児童扶養手当1級相当の方 ※所得制限、自己負担あり  P5「子ども医療」、P29「ひとり親家庭医療」の対象となる方は、そちらを選択すると自己負担の条件が有利になります。	
自立支援医療(育成医療)給付	障がい児、または障がいに係る医療を行わないとき将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを軽減する手術等の治療に必要な自立支援医療費を支給 ※所得に応じて自己負担有り(一部所得制限有り)	
特別補聴器の助成	18歳未満であって次の要件の全てを満たす者 ①保護者が高槻市内に居住していること ②原則として、両耳の聴力レベルが30dB以上で、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならないこと ※所得制限有り	
人工内耳装置等の購入、修理の助成	人工内耳を装着している18歳未満の児童に、人工内耳装置又は人工内耳用の空気電池、充電電池、充電器等の購入、修理の費用を助成。ただし、人工内耳装置の購入等に関し、医療保険等の他の給付を受けることができる者を除く。	子育て総合支援センター TEL 686-3032